

総税企第67号
平成26年6月13日

各道府県総務部長 } 殿
東京都総務・主税局長 }

総務省自治税務局企画課長
(公印省略)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による
地方税法の一部改正について（通知）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）が平成26年6月13日に公布され、同法第40条において地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の一部が改正されることとなりました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、市区町村に対しては、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、総務省からも本通知についての情報提供を行っております。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 総則に関する事項

- 1 滞納処分について、督促に関し欠陥があることを理由とする審査請求は、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3月（改正前30日）を経過した日後はすることができないこととした（法19条の4I）。

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）において標準審査期間に係る規定が設けられたことに伴い、決定又は裁決をすべき期間に係る規定を削除することとした（法19条の9）。

第2 固定資産税に関する事項

- 1 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出期間について、以下のとおり延長することとした（法432条①）。
 - (1) 毎年度固定資産課税台帳に登録される価格についての審査申出については、固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録した旨の公示（法411条②）の日から納税通知書の交付を受けた日後3月（改正前60日）までの間
 - (2) 法第419条に基づく道府県知事の勧告を受けて市町村長が修正した価格についての審査申出については、固定資産の価格等を修正して登録した旨の公示（法419条③）の日から同日後3月（改正前60日）までの間（法第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後3月（改正前60日）までの間）
 - (3) 市町村長が固定資産課税台帳に価格が登録されていないことを発見した場合等に決定等された価格についての審査申出については、修正等された価格が課税台帳に登録された旨の通知（法417①）を受けた日から3月（改正前60日）以内
- 2 行政不服審査法の改正に伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出及びその決定の手續において準用する行政不服審査法の規定を整理するとともに、所要の規定の整備を行うこととした（法432条②、433条）。

第3 施行期日

整備法は、行政不服審査法の施行の日（同法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行すること（整備法附則1条）。

第4 その他

- 1 地方団体の徴収金に関する処分についての審査請求については、法に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法の定めるところによることとされていることから、同法の改正内容及び今後示されるガイドライン等の内容に御留意いただきたいこと。
- 2 第2に伴う固定資産評価審査委員会条例（例）の改正については、別途

通知する予定であること。なお、固定資産評価審査委員会の審査に当たっては、課税要件の早期安定という固定資産評価審査委員会制度の趣旨を踏まえ、できる限り迅速に処理するようさらに努めていただきたいこと。

- 3 行政不服審査法、整備法及び行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の公布については、「行政不服審査法関連三法の公布について（通知）」（平成26年6月13日付け総管管第31号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長あて総務大臣通知）を参照されたいこと。

総管第 31 号
平成 26 年 6 月 13 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務大臣
(公印省略)

行政不服審査法関連三法の公布について（通知）

第 186 回国会で成立した行政不服審査法関連三法（行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律）は、平成 26 年 6 月 13 日に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「改正行審法」という。）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）及び行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号。以下「改正行手法」という。）として公布されました。

改正行審法及び整備法については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、改正行手法については、平成 27 年 4 月 1 日から、それぞれ施行することとされております。

貴職におかれては、円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、加えて、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨を周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っております。

今後、総務省では、法の円滑な施行に向けて、準備を進め、行政不服審査法施行令（仮称）の整備等を行うとともに、運用に関して留意すべき事項等についてのガイドラインの策定など、適時・適切に情報提供等を行う予定です。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十九号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 内閣官房関係(第二条―第六条)
- 第三章 内閣府関係
 - 第一節 本府関係(第七条―第十二条)
 - 第二節 公正取引委員会関係(第十三条)

- 第三節 国家公安委員会関係(第十四条―第十九条)
- 第四節 金融庁関係(第二十条―第二十七条)
- 第五節 消費者庁関係(第二十八条―第三十二条)
- 第四章 総務省関係(第三十三条―第六十八条)
- 第五章 法務省関係(第六十九条―第九十条)
- 第六章 外務省関係(第九十一条)
- 第七章 財務省関係(第九十二条―第一百四条)
- 第八章 文部科学省関係(第一百五―条―第一百六条)
- 第九章 厚生労働省関係(第一百七―条―第一百八十五条)
- 第十章 農林水産省関係(第一百八―条―第二百一―条)
- 第十一章 経済産業省関係(第二百二―条―第二百六―条)
- 第十二章 国土交通省関係(第二百七―条―第三百一―条)
- 第十三章 環境省関係(第三百二―条―第三百三―条)
- 第十四章 防衛省関係(第三百四―条―第三百四十二―条)

附則

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中、「第十八条」を「第十九条第一項」に、「第四十二条」を「第四十三条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九条の五中、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二章 内閣官房関係

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三 第三百三条第五項の審査請求に対する判決

第十七条の二中、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十一条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改める。

第八十九条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第九十条の見出しを(審査請求)に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「第一章第一節から第三節まで」を「第二章」に改める。

第九十条の二の見出しを(審査請求期間)に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「六十日」を「三月」に改める。

第九十一条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「ただし」を「直ちに」に改める。

第九十二条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第三百三条第五項中「六十日」を「三月」に、「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第六項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第七項中「第五項の異議申立て」を「第五項の審査請求」に、「異議申立てについて」を「同項の審査請求について」に、「決定せられた」を「裁決された」に改める。

第三百六条の三第五項及び第三百六条の四第八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三百八条の三第四項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第一項及び第二項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第十一條第二項及び第四十四條の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九條第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二條第一項又は第二百六條第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「審査庁」と、同法第三十條第三項中「審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人」とあるのは「参加人」と、審査請求人及び処分庁等に、それぞれ」とあるのは「異議申出人」と、同法第三十一條第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人（異議申出人及び参加人を含む。）以下同じ」と、同法第三十八條第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合に於ては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替へるものとする。

2 第二百二條第二項及び第二百六條第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九條第四項、第十一條から第十三條まで、第十九條第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第四項、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十九條第一項本文、第二項及び第五項、第三十條から第三十三條まで、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條第六項を除く。）第三十九條、第四十一條第一項及び第二項、同法第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）第四十四條、第四十五條第一項及び第二項、第五十二條第一項並びに第五十三條の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第十一條第二項及び第四十四條の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同法第九條第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二條第二項又は第二百六條第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「審査庁」と、同法第二十九條第一項中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申立てがされたときは、第二十四條の規定により当該審査の申立てを却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十一條第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人（審査申出人、参加人及び当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会をいう。以下同じ）」と、同法第三十八條第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合に於ては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替へるものとする。

第二百六十五條の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条中「行為」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（電波法の一部改正）

第三十八條 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 審査請求及び訴訟

第八十三條の見出しを「審査請求の方式」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第八十五条及び第八十六条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第八十八条第一項、第九十条第三項、第九十一条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五（見出しを含む。）中「異議申出人」を「審査請求人」に改める。

第九十三條の三の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条中「した処分」を「する処分又はその不作為」に、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十三條の四中「基き」を「基づき」に、決定案」を「裁判案」に改める。

第九十三條の五中「行政不服審査法第四十八條において準用する同法第三十四條第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五條第二項」に、聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十四條の見出しを「（裁判）」に改め、同条第一項中「異議申立てについての決定を行う」を「審査請求についての裁判をする」に改め、同条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第三項中「決定」を「裁判」に、第四十八條において準用する同法第四十二條」を「第五十一條」に、決定書」を「裁判書」に改める。

第九十六條の二中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁判」に改める。

第九十七條中「異議申立てを却下する決定」を「審査請求を却下する裁判」に改める。

第九十九條の十二第五項中「行政手続法」の下に「（平成五年法律第八十八号）」を加え、同条第六項中「異議申出人」を「審査請求人」に改める。

第四百四條の三第二項中「第八十五条から第九十九條まで」を「第七章」に、「総合通信局長」を「総合通信局長」に改め、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁判」とを削る。

第四百四條の四第一項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十七條の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第四百四條の四第二項中「第八十五条」を「第八十三條及び第八十五条」に改め、「第九十六條の二中、異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁判」とを削る。

（放送法の一部改正）

第三十九條 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十條の見出しを「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「この法律」の下に「又はこの法律に基づく命令」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十條 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八條の二第二項中「本条」を「この条」に、不服申立て」を「審査請求」に改め、「異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。」を削る。

第十七條の四第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第十七條の六第一項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、決定若しくは裁判」を「裁判」に改める。

第十九條中「不服申立て」を「審査請求」に、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

第十九條の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九條の四の見出しを「（審査請求期間の特例）」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一号中「三十日」を「三月」に改める。

第十九條の五（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九條の六の見出しを「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、「かえる」を「代える」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十九條の七の見出しを「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立ては」を「審査請求は」に改め、同項ただし書中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「本条」を「この条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「すでに」を「既に」に改める。

第十九條の八中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九条の九を次のように改める。

第十九条の九 削除
第十九条の十第一項中「不服申立てが」を「審査請求が」に、長は、その不服申立て」を、長はその審査請求」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、行なわれるべき」を「行われるべき」に、本号」を「この号」に、すでに行なわれている」を「既に行われている」に改め、同項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定又は」を削る。

第十九条の十二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第二十条の五の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七十一条の十四第一項及び第三項、第七十一条の三十五第二項及び第四項、第七十一条の五十五第二項及び第四項、第七十二条の四十六第一項及び第三項、第七十四条の二十三第一項及び第三項、第九十条第一項及び第三項、第九十三第二項第一項及び第三項、第九十四第一項及び第三項、第九十七第一項及び第三項、第九十八第一項及び第三項並びに第九十九第一項及び第三項の十一第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定」を削る。

第二百六十四条の二第六項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二百九十条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する決定」に改める。

第三百九十九条の見出し中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する決定」に改め、同条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する決定」に、その決定」を「その決定」に改める。

第四百十七条の見出し中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する決定」に改める。

第四百三十二條第一項中「後六十日」を「後三月を経過する日」に、から六十日」を「から三月」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 行政不服審査法第十条から第十二条まで、第十五条、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く）及び第四項並びに第二十三条の規定は、前項の審査の申出の手續について準用する。この場合において、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）とあるのは、地方税法第四百三十二條第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）と、同法第十九条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

第四百三十二條第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四百三十三條第三項中「対し」の下に、相当の期間を定めて」を加え、同条第十項中「第三項の規定によつて提出させた資料又は」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11 行政不服審査法第二十四条、第二十七条、第二十九条第一項本文、第二項及び第五項、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第六項を除く。

第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手續を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十条第一項（審理員意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第五十一条第一項から第三項まで並びに第五十二条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）、中「審理員」とあるのは、「審査庁」と、同法第二十四條第一項中「審査庁」とあるのは、「地方税法第四百三十二條第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）と、次節に規定する審理手續」とあるのは、「同法第四百三十三條に規定する審査の決定の手續」と、同法第二十九条第一項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは、「審査の申出がされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十七條第一項及び第三項中、第

三十一條から前条までに定める審理手續」とあるのは、「地方税法第四百三十三條に規定する審査の決定の手續」と、同法第三十八條第一項中「第二十九條第四項各号に掲げる書面又は第三十二條第一項若しくは第二項若しくは第三十三條の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは、「第三十二條第一項若しくは第二項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第四百三十三條第三項の規定によつて提出させた資料」と、当該書面若しくは当該書類の写し」とあるのは、「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十一条第二項第一号水中「第三十三條前段 書類その他の物件」とあるのは、「地方税法第四百三十三條第三項 資料」と、同項第二号中「口頭意見陳述」とあるのは、地方税法第四百三十三條第二項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）とあるのは「審理手續を終結したとき」と、同法第五十三條中「第三十三條の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは、「地方税法第四百三十三條第三項の規定によつて提出させた資料」と読み替えるものとする。

第四百八十三條第一項及び第三項、第五百二十六條第一項及び第三項、第六百九條第一項及び第三項、第六百八十八條第一項及び第三項、第七百一條の十二第一項及び第三項並びに第七百一條の六十一第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定」を削る。
第七百二十二條第一項及び第三項並びに第七百三十三條の十八第二項及び第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定」を削る。
第七百四十四條（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定又は」を削る。
第七百四十七條中「異議申立て」を「審査請求」に、決定は」を「判決は」に、判決」を「決定」に改める。

（地方公務員法の一部改正）
第四十一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第八条第一項第十号及び第二項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、又は決定」を削る。

第二十九条の二第一項中「左に」を「次に」に、行政不服審査法昭和三十七年法律第六十号（を、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に改める。

第三章第八節第四款の款名を次のように改める。
第四款 不利益処分に関する審査請求

第四十九條第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、不服申立期間」を「審査請求をすることのできる期間」に改める。

第四十九條の二の見出しを（審査請求）に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、第二章第一節から第三節まで」を「第二章」に改める。

第四十九條の三の見出しを（審査請求期間）に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、六十日」を「三月」に改める。

第五十条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、又は決定」を削る。

第五十一条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十一条の二の見出しを（審査請求と訴訟との関係）に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第五十三條第四項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定又は」を削る。